桐生市市民の意見提出手続募集要項

| 件名 | 第2期 桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略(行政案) |
|---------|--|
| 意見募集の趣旨 | 平成28年3月に策定した「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」 |
| | の計画期間が令和2年3月31日で終了することから、引き続き人口減 |
| | 少克服・桐生ならではの地方創生に向けた取組を推進するため、令和2 |
| | 年度を初年度とする新たな総合戦略と本市の人口を展望するための人 |
| | ロビジョンについて、産学官金労言等の分野から構成される桐生市総合 |
| | 戦略推進委員会において協議を重ねてまいりました。このたび、最終案 |
| | がまとまりましたので、広く市民の皆様の意見を反映するため、意見提 |
| | 出手続(パブリックコメント)を実施いたします。 |
| 意見を提出でき | 1 市内に住所を有する個人 |
| る人 | 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 |
| | 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 |
| | 4 市内の学校に在学する人 |
| | 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体 |
| 意見の募集期間 | 令和元年 12 月 18 日 (水) ~令和 2 年 1 月 16 日 (木) |
| 意見の提出方法 | 住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してく |
| | ださい(「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」 |
| | は、その関係を簡潔に記載してください。)。意見提出に当たっては、極 |
| | 力、行政案のどの部分に対しての意見かを明記してください(行政案全 |
| | 般に係る意見の場合はこの限りではありません。)。なお、決められた書 |
| | 式はありません。 |
| | (1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階企画課へ提出してください(土・ |
| | 日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。 |
| | (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所企画課あて送付してください。 |
| | (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。 |
| | (4) 電子メール・・・kikaku@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 |
| | ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。 |
| 参考資料 | まち・ひと・しごと創生法 |
| 担当 | 総合政策部 企画課 総合戦略推進担当 |
| | 電話 0277-46-1111(内線 576) |
| 備考 | ・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したもの |
| | を公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の |
| | 個人情報は公表しません。 |
| | ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正 |
| | に管理します。 |
| | ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。 |